

横浜市立杉田小学校 PTA 個人情報取扱規則

第1章 目 的

第1条 この規約は、横浜市立杉田小学校 PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

第2章 定 義

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第4条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第3章 個人情報保護責任者・取扱者

第5条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

第6条 本会における個人情報の取扱者は役員及び学年保健委員・専門委員とする。

第4章 秘密保持義務

第7条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 取得・利用方法

第8条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス・生年月日)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
4. PTA 活動連絡票(黄色い紙)

第9条 各学年保健委員は PTA 会員の希望により学年名簿を作成する際は会員より念書2枚の同意が必要である。また学年名簿を作成する際、役員パイプに報告をする。

第10条 推薦委員は活動を行う前に念書1枚に同意する

第11条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

1. PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
2. 各種行事の案内
3. 資料などの送付
4. 役員・委員選出
5. PTA 活動の諸連絡

第12条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで第9条の規則により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第6章 管 理

第13条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋・キャビネットに保管し適正に管理する。また不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第14条 個人情報を作成する際に同意した念書は鍵付きキャビネット内に保管をする。各念書は年度末に役員が適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第15条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。持ち出す場合はパスワードをかけるなど適切に行う。またFAXの使用は学校で行う。

第16条 PTA所有パソコンはインターネット接続環境にしない。またPTA所有パソコンを使用する際、個人情報をパソコン内に保存しないものとする。

第7章 第三者提供の制限

第17条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難である時。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難である時。
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時。

第8章 第三者提供に係る記録の作成等

第18条 個人情報を第三者(第17条第1項から第4項および、県・市役所・区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第9章 第三者提供を受ける際の確認等

第19条 第三者から(第17条第1項から第4項および、県・市役所・区役所を除く)個人情報の提供を受ける時は次の事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第10章 情報開示・漏洩等の対応

第20条 本会は本人から個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第21条 個人情報を漏洩(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

第11章 研 修

第22条 本会PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第23条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第12章 改 正

第24条 本会の「横浜市立杉田小学校 PTA 個人情報取扱規則」は総会において改正する。

附則

本規則は令和4年6月7日より施行する。